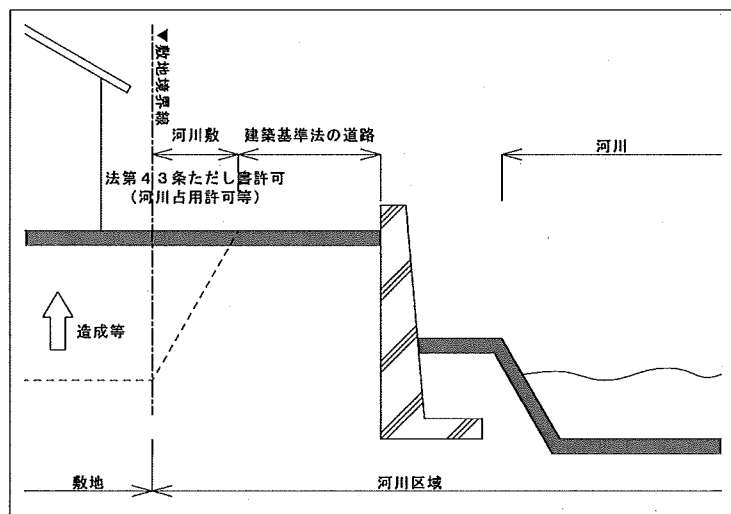
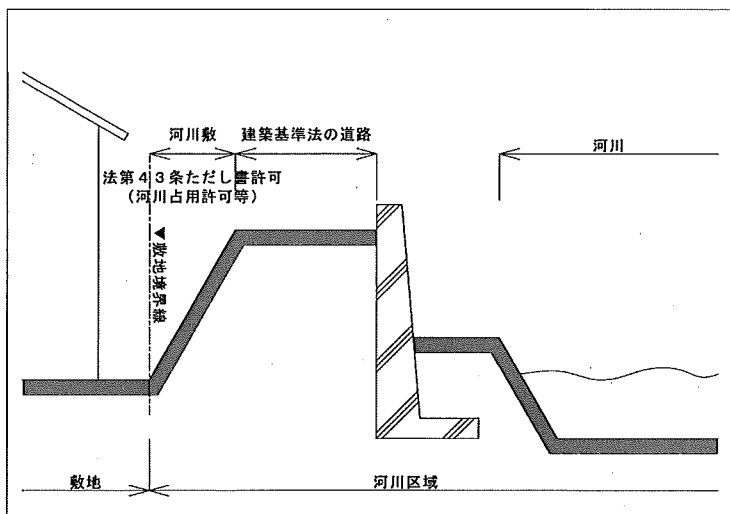


### 河川沿いの敷地の接道の取扱いについて

平素は和歌山市の建築行政の推進にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて表題の件につきまして、河川法による河川で河川区域があるものの内、堤防を建築基準法の道路として供用しているものの沿道にある敷地について、道路と敷地の間に河川区域が存在する場合は、その敷地にそれ以外の道路による接道が無ければ建築基準法第43条第1項のただし書による許可が必要となります。またその河川区域が造成等により建築基準法による道路部分と一体的に道路の形態をしている場合においても、当該河川区域が建築基準法の道路部分に含まれない場合は、その沿道にある敷地は上記ただし書許可を必要とします。

上記取扱いは従来からのものですが、河川区域についての認識が申請者又は設計者等によって曖昧であったため、平成27年4月1日よりその取扱いを統一しましたので、関係の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



イメージ断面図

担当課連絡先

本件に関するお問い合わせは、こちらへお願い致します。

和歌山市役所 産業まちづくり局 都市計画部 建築指導課

電話 073-435-1100

FAX 073-435-1175

和歌山市からのお知らせです。  
念の為 全会員様へ通知致します。